

事業所内で回覧をお願いいたします。

令和7年3月分(4月納付分)からの

保険料率のお知らせです

栃木支部の 健康保険料率は変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.79%



9.82%

介護保険料率も変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60%



1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率9.82%のうち、6.44%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は
後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせ
ください。★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

協会けんぽ

加入者・事業主のみなさまへ

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

協会けんぽは、 働くあなたのそばにいます。

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。

しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、

あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。

「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？



やっぱり
健康づくりが大事

保険料率の仕組み

実は

保険料率は、都道府県ごとに、
毎年改定されています。

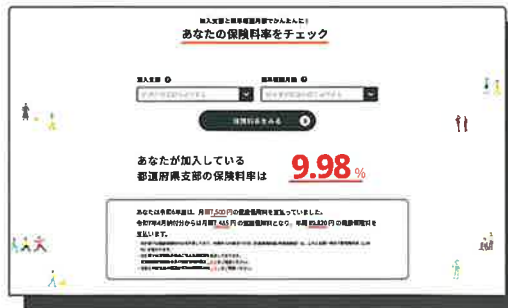
保険料率は都道府県支部ごとの
医療費水準等に基づき決定しています。

1分でかんたん！

あなたの保険料額をチェック

加入支部と標準報酬月額を選ぶだけ！

あなたの保険料額がわかります。



こちらの保険料率
サイトでチェック▼



協会けんぽ と SDGs

私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を
通してSDGsに貢献していきます

協会けんぽは持続可能性の観点を踏まえた安定的・効率的な運営を行うとともに、
加入者のみなさまの健康増進に取り組んでいます。
こうした取組を通して、SDGsに貢献していきます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



3 すべての人に
健康と福祉を



詳しくはサイトを
チェック▶

※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。

保険料率の伸びを抑えるためには、
みなさまが上手な医療のかかり方と
健康づくりに取り組むことが大切です。



ご存じですか。上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。

自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に
病院に行くことがある。

休日や夜間の受診は、
自己負担が増加します。



同じ病気や症状の治療のために
複数の医療機関を受診する。

体にもお財布にも負担が大きい
「はしご受診」。



ジェネリック医薬品を
使っていない。

医師や薬局に相談して、
ジェネリック医薬品を使いましょう。



気軽に相談できる
医師・薬剤師がいない。

かかりつけ医・薬剤師は、健康相談から
傷病による受診や通院など、健康を
サポートするのもしい存在です。

健康づくりサイクルをまわさない「もったいない」

健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



詳しくはサイトを
チェック▼



みなさまの取組*に応じて、都道府県の保険料率が変わるインセンティブ制度についてはこちら▶

*特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等



事業主・ご担当者のみなさまへのお願い

従業員のみなさまにも、協会けんぽのwebサイトやこちらのリーフレットをご覧ください、
上手な医療のかかり方や健康づくりに関してご理解いただくようお声がけをお願いします。
また、健診受診の積極的なお声がけをお願いいたします。



令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和7年3月分～適用
 ・介護保険料率:令和7年3月分～適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(栃木支部)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.82%		11.41%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,695.6	2,847.8	6,617.8	3,308.9		
2	68,000	63,000	73,000	6,677.6	3,338.8	7,758.8	3,879.4		
3	78,000	73,000	83,000	7,659.6	3,829.8	8,899.8	4,449.9		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,641.6	4,320.8	10,040.8	5,020.4	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,623.6	4,811.8	11,181.8	5,590.9	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,212.8	5,106.4	11,866.4	5,933.2	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,802.0	5,401.0	12,551.0	6,275.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,587.6	5,793.8	13,463.8	6,731.9	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,373.2	6,186.6	14,376.6	7,188.3	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,158.8	6,579.4	15,289.4	7,644.7	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,944.4	6,972.2	16,202.2	8,101.1	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,730.0	7,365.0	17,115.0	8,557.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,712.0	7,856.0	18,256.0	9,128.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,694.0	8,347.0	19,397.0	9,698.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,676.0	8,838.0	20,538.0	10,269.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,658.0	9,329.0	21,679.0	10,839.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,640.0	9,820.0	22,820.0	11,410.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,604.0	10,802.0	25,102.0	12,551.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,568.0	11,784.0	27,384.0	13,692.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,532.0	12,766.0	29,666.0	14,833.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,496.0	13,748.0	31,948.0	15,974.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,460.0	14,730.0	34,230.0	17,115.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,424.0	15,712.0	36,512.0	18,256.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,388.0	16,694.0	38,794.0	19,397.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,352.0	17,676.0	41,076.0	20,538.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,316.0	18,658.0	43,358.0	21,679.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,262.0	20,131.0	46,781.0	23,390.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,208.0	21,604.0	50,204.0	25,102.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,154.0	23,077.0	53,627.0	26,813.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,100.0	24,550.0	57,050.0	28,525.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,046.0	26,023.0	60,473.0	30,236.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,992.0	27,496.0	63,896.0	31,948.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	57,938.0	28,969.0	67,319.0	33,659.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	60,884.0	30,442.0	70,742.0	35,371.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	63,830.0	31,915.0	74,165.0	37,082.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	66,776.0	33,388.0	77,588.0	38,794.0		
37	710,000	695,000	730,000	69,722.0	34,861.0	81,011.0	40,505.5		
38	750,000	730,000	770,000	73,650.0	36,825.0	85,575.0	42,787.5		
39	790,000	770,000	810,000	77,578.0	38,789.0	90,139.0	45,069.5		
40	830,000	810,000	855,000	81,506.0	40,753.0	94,703.0	47,351.5		
41	880,000	855,000	905,000	86,416.0	43,208.0	100,408.0	50,204.0		
42	930,000	905,000	955,000	91,326.0	45,663.0	106,113.0	53,056.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	96,236.0	48,118.0	111,818.0	55,909.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	101,146.0	50,573.0	117,523.0	58,761.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	107,038.0	53,519.0	124,369.0	62,184.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	112,930.0	56,465.0	131,215.0	65,607.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	118,822.0	59,411.0	138,061.0	69,030.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	124,714.0	62,357.0	144,907.0	72,453.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	130,606.0	65,303.0	151,753.0	75,876.5		
50	1,390,000	1,355,000	~	136,498.0	68,249.0	158,599.0	79,299.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.82%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

令和7年度(2025年4月~2026年3月)

生活習慣病 予防健診のご案内

令和6年度から
付加健診の
対象年齢を
拡大しました!

従業員の健康と事業所の将来を守るために、毎年の健診受診は重要です!

気づかぬうちに...

「生活習慣病」

私たちの健康に大きく関係する生活習慣病。その多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙、過度な飲酒等の**不適切な生活の積み重ね**によって**メタボリックシンドローム**となり、これが原因となって引き起こされます。放置することで症状が悪化し、元の健康な状態に戻る事が困難とされています。



※メタボリックシンドロームとは?

メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、**生活習慣病になりやすくなっている状態**のことです。

自分の健康レベルの「現在地」を知る、それが健診。

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、進行しているというケースが少なくありません。健診を受けて、自分自身の健康状態がどのレベルなのかを把握し、生活改善に向けて取り組みましょう!

! 事業主の皆さま 従業員の皆さまに、健診受診の積極的なお声かけをお願いします。



健診受診後の行動が大切です!

危険地帯までの距離さえわかれば、後はそこから遠ざかるのみ!

健診で自身の健康状態が分かったら、改善に向けたアクションが大切。健診はあくまでも生活習慣改善の必要性や病気を発見するための手段です。

 **健診結果に異常がなかった方も、引き続きの健康づくり、毎年の健診を!**

 **特定保健指導^{*}を利用しましょう!**

! 事業主の皆さま

健診を受けた結果、生活習慣の改善が必要な従業員の方には、特定保健指導のご案内を事業所にお送りしています。特定保健指導のご案内を従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的なお声がけをお願いします。



 **医療機関に早期受診を!**

! 事業主の皆さま

健診の結果から医療機関への受診が必要にもかかわらず、受診していない従業員の方には、ご自宅に右の通知をお送りしています。事業主の皆さまも、従業員の皆さまの健診結果をご確認いただき、従業員の方へお声がけください。



※案内イメージ

行動に移そう!



生活習慣病予防健診とは?

生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者(ご本人)に受けていただく健診です。



生活習慣病
予防健診で
調べること

● 血圧測定

▶ 血圧を測り、循環器系の状態を調べます

● 尿検査

▶ 腎臓、尿路の状態や糖尿病等を調べます

● 便潜血反応検査

▶ 大腸からの出血を調べます

● 血液検査

▶ 動脈硬化、肝機能等の状態や糖尿病、痛風等を調べます

● 心電図検査

▶ 不整脈や狭心症等の心臓に関わる病気を調べます

● 胃部エックス線検査

▶ 食道や胃、十二指腸の状態を調べます

● 胸部エックス線検査

▶ 肺や気管支の状態を調べます

肺 胃 大腸 子宮 乳房

協会けんぽの生活習慣病予防健診は**5大がん**までカバー!

健診内容 ① 年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します

令和5年度から
自己負担額が
下がりました!

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	・問診・診察等・身体計測・血圧測定 ・尿検査・便潜血反応検査・血液検査 ・心電図検査・胃部エックス線検査 ・胸部エックス線検査	35歳~74歳の方 (75歳の誕生日の前日まで)	最高 5,282円
	・眼底検査※医師が必要と判断した場合のみ		最高 79円
子宮頸がん 検診(単独受診)	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	20歳~38歳の 偶数年齢の女性の方	最高 970円

自己負担額
最高**5,282円**

+

協会補助額
最高**13,583円**

||

一般健診
総額最高**18,865円**

※一般健診項目は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要であるため、すべて受診していただくようになっています。
体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診機関(医師)へご相談ください。

+ 一般健診に追加できる健診 ② 単独受診はできません

令和6年度から
5歳刻みを対象に!

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
付加健診	・尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査 ・生化学的検査・眼底検査 ・肺機能検査・腹部超音波検査	一般健診を受診する 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、 65歳、70歳の方	最高 2,689円
乳がん検診	・問診・乳房エックス線検査 ・視診・触診 ※視診、触診は医師の判断により実施	一般健診を受診する 40歳~74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 1,013円 40歳~48歳 最高 1,574円
子宮頸がん 検診	・問診・細胞診 ※自己採取による検査は実施していません。	一般健診を受診する 36歳~74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可	最高 970円
肝炎ウイルス 検査	・HCV抗体検査・HBs抗原検査	一般健診を受診する方のうち、過去にC型 肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高 582円

※受診時に協会けんぽの被保険者であることが必要です。退職等により被保険者資格を喪失した後に協会けんぽの

健診を受診された場合は、後日、協会けんぽが補助を行った健診費用をお返しいただくことになります。

※検査の具体的な方法及び内容、検査の実施にあたっての注意事項等については、直接健診機関にお尋ねください。

※検査の内容やがん検診のメリット・デメリットについては、協会けんぽホームページ

(どんな検査があるの? <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat410/sb4020/>)をご確認ください。

※健診結果は受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導・健康相談並びに個人が識別されない方法での統計・調査研究にのみ利用します。

協会けんぽ
どんな検査があるの



健診受診の流れ

! 事業主の皆さま

ホームページに健診対象者へお知らせいただくための
リーフレットを掲載しておりますので、ご活用ください。

1 案内が届いたら、従業員の皆さまに
健診を受診するよう周知する

協会けんぽ 健診リーフレット

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat430/>)



2 受診を希望する健診機関に予約する

協会けんぽへの申込み手続きは不要です。

全国約3,500機関の健診機関で受診することができます。

健診機関は協会けんぽのホームページから検索することもできます。

協会けんぽ 健診機関

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat415/2001-138/>)



3 健診を受診する

受診当日はマイナ保険証等*及び検査容器などを忘れないよう、お持ちください。

健診当日に特定保健指導の案内があった際は、

積極的に利用いただくよう従業員の方にお声がけをお願いします。

マイナ保険証等*

受診当日は、以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。

・マイナンバーカードによるオンライン資格確認

(受診する施設が対応している場合)

・マイナポータル保険資格画面の提示

・マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示

・資格確認書又は被保険者証^(*)

^(*)被保険者証は令和7年12月1日までご利用いただけます。



4 生活習慣の改善が
必要な方は...

● 特定保健指導を利用する
● 医療機関を受診する

協会けんぽ マイナ保険証

(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukunin/>)

皆さまの取組みで保険料率が変わる インセンティブ制度



インセンティブ（報奨金）制度は、協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの取組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与して健康保険料率に反映させるものです。

下記の5つの評価指標に基づき全支部を順位づけし、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって**上位15支部**は保険料率が引き下げられます。

※令和7年度の健診等の実績が令和9年度の保険料率に反映。



5つの評価指標

皆さまにお願いしたいこと

1 特定健診等の実施率



加入者

協会けんぽの健診を毎年必ずご受診ください。
お勤めの方：生活習慣病予防健診
ご家族の方：特定健診

事業主

協会けんぽの健診以外（定期健康診断）を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提供をお願いします。
（40歳以上の協会けんぽ加入者分）

2 特定保健指導の実施率



該当者

健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けましょう。

事業主

特定保健指導は健診当日、または後日に保健師等が事業所を訪問し実施します。
特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。

3 特定保健指導対象者の減少率



該当者

特定保健指導の対象となった方は、保健師等のサポートを最後まで中断することなく継続してください。
また、次年度は特定保健指導の対象にならないよう、日頃の健康づくりを心がけましょう。

4 要治療者の医療機関受診率



該当者

健診の結果、「血圧、血糖値、脂質値が要治療（再検査含む）」の場合は、必ず医療機関をご受診ください。該当者には受診勧奨の案内を送付しています。

事業主

従業員の健診結果を把握し、「要治療（再検査含む）者」に対して受診を促してください。

5 ジェネリック医薬品の使用割合



加入者

約8割のお薬がジェネリック医薬品に切り替えられています。
医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的な切り替えをお願いします。



令和7年度全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・特定保健指導実施機関一覧表
宇都宮市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
公益財団法人 栃木県保健衛生事業団	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	<健診> 028-623-8383 <人間ドック> 028-623-8282	★		○・◎ (午前中のみ) (不定期実施)	■
公益財団法人 宇都宮市医療保健事業団	宇都宮市竹林町968	028-625-2213	★		○ (午前中のみ)	■
社会医療法人中山会 宇都宮記念病院 総合健診センター	宇都宮市大通り1-3-16	0570-077831 (ナビダイヤル)	★		○ (施設は 午前中のみ)	■
JCHO(ジェイコー)うつのみや病院 健康管理センター	宇都宮市南高砂町11-17	028-688-5522	★			■
医療法人 宇都宮健康クリニック	宇都宮市徳次郎町5-5	028-666-2201	★		○・◎・☆ (日・祝は 検診車のみ)	■
医療法人DIC 宇都宮セントラルクリニック	宇都宮市屋板町561-3	028-657-7302	★		○ (施設は 午前中のみ)	
医療法人北斗会 宇都宮東病院	宇都宮市平出町368-8	028-683-5771	★		○ (施設は 午前中のみ)	■
医療法人社団健暉会 清原診療所	宇都宮市清原工業団地15-1 清原工業団地 管理センター内2F	028-666-3800	★		○・◎・☆ (土の施設は 午前中のみ) (日・祝は 検診車のみ)	■
さくら診療所	宇都宮市下桑島町1203-3	028-657-7335	★	△	○ (検診車のみ)	
特定非営利活動法人 ルネサンス巡回健診クリニック (旧宇都宮巡回診療所)	宇都宮市鶴田2-1-8 ムギショウビル3階	フリーダイヤル 0120-846-905	★	△・▲	○・◎・☆ (検診車のみ)	
医療法人富士見会 ミヤ健康クリニック	宇都宮市ゆいの杜3-2-23	028-667-8181			○ (午前中のみ)	
医療法人関湊記念会 関湊記念会クリニック	宇都宮市本町5-12 宇都宮東武ホテルグランデ5階	028-643-0990			○ (午前中のみ)	
社会福祉法人恩賜財団 済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	<予約専用> 028-643-4441(13時~) <問い合わせ> 028-626-5565			○ (午前中のみ) (第1・3・4・5実施 (人間ドックのみ))	
インターパーク倉持呼吸器内科	宇都宮市中島町765-1	028-653-5969		△・▲	○・◎・☆	

足利市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
一般社団法人 足利市医師会 メディカルセンター	足利市本城3丁目2022-1	0284-22-4063		△・▲		
医療法人正美会 大岡メディカルクラブ	足利市花園町4-2	0284-41-1331		▲	○ (午前中のみ)	

【注1】「★」は、検診車による健診を実施しています。詳しくは健診機関にご照会ください。

【注2】「△・▲」は、乳がん検診・子宮頸がん検診を健診機関が指定する他の健診機関で実施します。詳しくは健診機関にご照会ください。

「△」…乳がん検診、「▲」…子宮頸がん検診

【注3】平日のほか、「○・◎・☆」の曜日にも健診を実施しています。詳しくは健診機関にご照会ください。「○」…土曜日、「◎」…日曜日、「☆」…祝祭日

【注4】「■」は保健指導を実施している健診機関です。

特定保健指導を受けましょう

特定保健指導は、協会けんぽ所属の保健師・管理栄養士が事業所等に訪問して実施するほか、表の特定保健指導欄に「■」印がある健診機関に委託して実施しています。生活習慣病予防健診受診後、特定保健指導の対象の方には、協会けんぽまたは保健指導を委託している健診機関からご案内がありますので、ぜひご利用ください。費用は無料です。

未治療者の方へ受診勧奨を実施しています

血圧・血糖値・LDLコレステロールが「要治療」または「要精密検査」と判定され医療機関への受診が確認できない方へ、かかりつけ医等への受診のご案内をお送りしています。(詳細はホームページをご覧ください。)

令和7年度全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・特定保健指導実施機関一覧表

佐野市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導【注4】
			検診車【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日【注3】	
一般社団法人佐野市医師会附属 佐野医師会病院	佐野市植上町1677	0283-22-8643		▲	○ (午前中のみ) (第1・第3・第5実施)	
ほだかクリニック	佐野市北茂呂町10-3	0283-24-8333		実施不可 (乳がん・子宮頸がん)		
佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1	0283-62-9021				
一般社団法人ノースヴィレッジ NVクリニック	佐野市出流原町24-2	050-8882-0233	★		○・◎・☆ (検診車のみ)	

栃木市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導【注4】
			検診車【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日【注3】	
一般財団法人 とちぎメディカルセンター 総合健診センター	栃木市境町27-21	0282-22-0337	★	▲	○ (午前中のみ) (第1・第3実施)	■
一般財団法人 とちぎメディカルセンター とちのき	栃木市大町39-5	0282-20-1900				■
医療法人社団厚生会 西方病院 総合健診センター	栃木市西方町金崎273-3	0282-92-0970		▲	○ (午前中のみ)	■

鹿沼市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導【注4】
			検診車【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日【注3】	
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1-1033	0289-64-2168				■

壬生町

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導【注4】
			検診車【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日【注3】	
医療法人社団智栄会 福井セントラルクリニック	下都賀郡壬生町 おもちゃのまち2-4-8'	0282-86-6624			○ (午前中のみ)	

下野市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導【注4】
			検診車【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日【注3】	
医療法人 小金井中央病院	下野市小金井2-4-3	0285-44-7000		▲	○ (午前中のみ)	
医療法人社団友志会 石橋総合病院	下野市下古山1-15-4	0285-53-1192				

小山市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導【注4】
			検診車【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日【注3】	
一般財団法人 日本健康管理協会 とちぎ健診プラザ	小山市向原77-3	0285-31-5555	★		○ (施設のみ)	■

真岡市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導【注4】
			検診車【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日【注3】	
特定医療法人 福田会 福田記念病院 健診部	真岡市上大沼127-1	0285-84-7765	★		○ (午前中のみ)	

令和7年度全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・特定保健指導実施機関一覧表

高根沢町

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
医療法人社団恵心会 高根沢中央病院	塩谷郡高根沢町光陽台 3-16-1	028-675-1133		△・▲	○	

さくら市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
社会医療法人恵生会 黒須病院 健診センター	さくら市氏家2650	028-681-8811			○ (午前中のみ)	■

那須塩原市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院 予防医学センター	那須塩原市井口537-3	0287-38-2751			○	■
社会医療法人博愛会 菅間記念病院	那須塩原市大黒町2-5	0570-08-0733 (ナビダイヤル)				

大田原市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
医療法人社団亮仁会 那須中央病院 総合健診センター	大田原市下石上1453	0287-29-2525	★		○ (施設のみ) (午前中のみ)	■

矢板市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学塩谷病院 予防医学センター	矢板市富田77	0287-44-1322				■

日光市

健診機関名	所在地	電話番号	生活習慣病予防健診			特定保健指導 【注4】
			検診車 【注1】	外部委託【注2】 (乳がん・子宮頸がん)	土日祝祭日 【注3】	
社団医療法人英静会 森クリニック	日光市今市674	0288-30-5010			○ (午前中のみ) (不定期実施)	
社団医療法人明倫会 今市病院	日光市今市381	0288-22-2200			○ (午前中のみ)	
学校法人獨協学園 獨協医科大学日光医療センター	日光市森友145-1	0288-23-7083		▲		

【注1】「★」は、検診車による健診を実施しています。詳しくは健診機関にご照会ください。

【注2】「△・▲」は、乳がん検診・子宮頸がん検診を健診機関が指定する他の健診機関で実施します。詳しくは健診機関にご照会ください。

「△」…乳がん検診、「▲」…子宮頸がん検診

【注3】平日のほか、「○・◎・☆」の曜日にも健診を実施しています。詳しくは健診機関にご照会ください。「○」…土曜日、「◎」…日曜日、「☆」…祝祭日

【注4】「■」は保健指導を実施している健診機関です。

栃木県外での受診も可能です

協会けんぽの生活習慣病予防健診実施機関であれば全国どこでも受診が可能です。

栃木県外の健診機関は、協会けんぽのホームページに記載の【都道府県毎の健診実施機関等一覧】をご覧ください。協会けんぽ各都道府県支部へお問い合わせください。



令和7年度生活習慣病予防健診対象年齢早見表

年齢	生年月日	一般	一般健診に追加できる健診			単独 子宮 頸がん	年齢	生年月日	一般	一般健診に追加できる健診			単独 子宮 頸がん
			付加	乳がん	子宮 頸がん					付加	乳がん	子宮 頸がん	
20歳	H17.4.2 ~ H18.4.1	×	×	×	×	●	50歳	S50.4.2 ~ S51.4.1	●	●	●	●	×
21歳	H16.4.2 ~ H17.4.1	×	×	×	×	×	51歳	S49.4.2 ~ S50.4.1	●	×	×	×	×
22歳	H15.4.2 ~ H16.4.1	×	×	×	×	●	52歳	S48.4.2 ~ S49.4.1	●	×	●	●	×
23歳	H14.4.2 ~ H15.4.1	×	×	×	×	×	53歳	S47.4.2 ~ S48.4.1	●	×	×	×	×
24歳	H13.4.2 ~ H14.4.1	×	×	×	×	●	54歳	S46.4.2 ~ S47.4.1	●	×	●	●	×
25歳	H12.4.2 ~ H13.4.1	×	×	×	×	×	55歳	S45.4.2 ~ S46.4.1	●	●	×	×	×
26歳	H11.4.2 ~ H12.4.1	×	×	×	×	●	56歳	S44.4.2 ~ S45.4.1	●	×	●	●	×
27歳	H10.4.2 ~ H11.4.1	×	×	×	×	×	57歳	S43.4.2 ~ S44.4.1	●	×	×	×	×
28歳	H9.4.2 ~ H10.4.1	×	×	×	×	●	58歳	S42.4.2 ~ S43.4.1	●	×	●	●	×
29歳	H8.4.2 ~ H9.4.1	×	×	×	×	×	59歳	S41.4.2 ~ S42.4.1	●	×	×	×	×
30歳	H7.4.2 ~ H8.4.1	×	×	×	×	●	60歳	S40.4.2 ~ S41.4.1	●	●	●	●	×
31歳	H6.4.2 ~ H7.4.1	×	×	×	×	×	61歳	S39.4.2 ~ S40.4.1	●	×	×	×	×
32歳	H5.4.2 ~ H6.4.1	×	×	×	×	●	62歳	S38.4.2 ~ S39.4.1	●	×	●	●	×
33歳	H4.4.2 ~ H5.4.1	×	×	×	×	×	63歳	S37.4.2 ~ S38.4.1	●	×	×	×	×
34歳	H3.4.2 ~ H4.4.1	×	×	×	×	●	64歳	S36.4.2 ~ S37.4.1	●	×	●	●	×
35歳	H2.4.2 ~ H3.4.1	●	×	×	×	×	65歳	S35.4.2 ~ S36.4.1	●	●	×	×	×
36歳	H1.4.2 ~ H2.4.1	●	×	×	●	●	66歳	S34.4.2 ~ S35.4.1	●	×	●	●	×
37歳	S63.4.2 ~ H1.4.1	●	×	×	×	×	67歳	S33.4.2 ~ S34.4.1	●	×	×	×	×
38歳	S62.4.2 ~ S63.4.1	●	×	×	●	●	68歳	S32.4.2 ~ S33.4.1	●	×	●	●	×
39歳	S61.4.2 ~ S62.4.1	●	×	×	×	×	69歳	S31.4.2 ~ S32.4.1	●	×	×	×	×
40歳	S60.4.2 ~ S61.4.1	●	●	●	●	×	70歳	S30.4.2 ~ S31.4.1	●	●	●	●	×
41歳	S59.4.2 ~ S60.4.1	●	×	×	×	×	71歳	S29.4.2 ~ S30.4.1	●	×	×	×	×
42歳	S58.4.2 ~ S59.4.1	●	×	●	●	×	72歳	S28.4.2 ~ S29.4.1	●	×	●	●	×
43歳	S57.4.2 ~ S58.4.1	●	×	×	×	×	73歳	S27.4.2 ~ S28.4.1	●	×	×	×	×
44歳	S56.4.2 ~ S57.4.1	●	×	●	●	×	74歳	S26.4.2 ~ S27.4.1	●	×	●	●	×
45歳	S55.4.2 ~ S56.4.1	●	●	×	×	×	75歳	S25.4.2 ~ S26.4.1	●	×	×	×	×
46歳	S54.4.2 ~ S55.4.1	●	×	●	●	×							
47歳	S53.4.2 ~ S54.4.1	●	×	×	×	×							
48歳	S52.4.2 ~ S53.4.1	●	×	●	●	×							
49歳	S51.4.2 ~ S52.4.1	●	×	×	×	×							

ご自身の生年月日が含まれる行が今年度の健診対象年齢となります。
 ※令和7年度中に75歳になる方は、誕生日前日までに受診する必要があります。誕生日を迎えると本健診を受診できなくなるため、
 ご注意ください。

